

運営規則第三号 登壇および寄稿等に係る対外発信の事前承認に関する規則（2025 年 5 月 19 日制定）

1. 本則の目的：本規則は、運営規程第 42 条に定める対外的な発信のあり方に関して、必要な規則を定めるものである。
2. 本則の対象：本宣言に署名もしくは参画する機関の役職員（以下「発表者」）が、本宣言における役職名（運営委員長、運営委員、監事、座長、共同座長、副座長、チーム長、事務局長、事務局長代理等）を使って対外的な発表を行うもので、以下のものを指す（例示的列举）。
 - (1) 本宣言あるいは他機関主催のイベントにおける登壇を通じた発言（挨拶、基調講演、講演・プレゼンテーション、パネリスト発言、コメンテーター発言等の発言の様式を問わない）。
 - (2) 他機関が発行する外部発信媒体における寄稿（文書による投稿であらゆる種類のものを含む）。なお、本宣言が活動の一環で作成する発信文書への掲載に関しては、別の規則（対外的な発信の手続きに関する規則（2025 年 4 月 21 日運営委員会制定））。
 - (3) その他、必要に応じて運営委員長が定める登壇もしくは寄稿に関するもの。
3. 事前の承認手続きが必要な発表：

発表者が行う発信の主たる（過半以上）内容が宣言の活動に関するものである、あるいは、当該発表内容のうち宣言の活動に関する内容が未公表の内容を伴う場合には、①発表予定者が宣言を代表して当該発表を行うことの是非、②当該発表機会の適否、および③その発表内容の妥当性について、事前に事務局を通じて、運営委員会の承認を得なければならない。なおこの場合の発表にかかる報酬は原則として宣言の収入として帰属する。
4. 事前の承認手続きが不要な発表：

以下の要件をいずれも満たす発表については、発表者が宣言の役職名を付記するか否かに関わらず、原則として運営委員会による事前の承認手続きは不要とし、その発表にかかる報酬は宣言への帰属を求めない。

 - (1) 発表内容の対象の過半が、宣言の活動について説明したものではない。
 - (2) 発表内容の一部において宣言の活動について触れる部分があっても、宣言の活動に関する部分が、宣言として未公表の内容もしくは守秘義務対象の内容を含まない。

(3) 発表内容はあくまでも個人的な意見であると明言もしくは明記されている。

以上